

北本市子どもの権利条例(原案)の説明

どうして『子どもの権利条例』をつくるの？

世界中で子どもの権利をきちんと守るために、1989年に国連で『子どもの権利条約』をつくりました。日本でも1994年にこの条約を守ることに決めましたが、まだまだ知らない人がたくさんいて、子どもの権利が十分に守られていません。

そのため、北本市議会では子どもの権利条例をつくり、子どももおとなも子どもの権利のことをちゃんと理解して、守れるようにしたいと考えています。子どもの権利が守られることで、子どもたちが自分らしく、いきいきと、幸せな生活を送ることができる社会になることをめざします。



子どもって何才まで？

条例(原案)では、18歳未満(17歳まで)の人を子どもとしています。ただし、17歳の子と同級生の18歳の子も「子ども」に含みます。

条例ってなに？

地域で決められたルールです。北本市の条例は、北本市の中でだけ守る必要があります。

子どもの権利ってなあに？



子どもの権利条約では、第2条から第40条まで、たくさんの権利が定められています。このほか、日本国憲法に定められた基本的人権は、おとなだけでなく子どもにも認められます。

北本市の条例(原案)では、このうち「特に大切な権利」を定めています。詳しくは、うら面をごらんください。

「子どもの権利条約」をもっと知りたい！
日本ユニセフのホームページをご覧ください。



条例の基本理念(中心となる考えかた)

北本市の条例(原案)では、次の5つを基本理念としています。

1. 子どものことを決めるときは、子どもにとってもっとも良いことは何かを一番に考えます。
2. 子どもは、自分に関係のあることについて自由に意見を表す(言う、表現する)ことができ、おとなはその意見をきちんと受け止めます。
3. 子どもは、おとなの助けを受けて、自分で自分のことを決めることができます。
4. 子どもは、どんな環境で生まれても、きちんと成長できるようにしてもらえます。
5. 自分に自信が持てるように育てられます。

市の条例(原案)に定める子どもの大切な権利

市の条例(原案)では「特に大切な権利」を大きく4つに分類して、定めています。

安心して生きる権利

- 命が守られ、大切にされる
- 愛情と理解をもって育てられる
- 暴力をふるわれたり、いやがらせをされたりしない
- 健康であることに気をくばられ、病気
のときはお医者さんにみてもらえる
- 平和で安全に生活できる
- 差別されない
- 困ったり、不安なときは相談できる

自分らしく育つ権利

- 年令や理解度に応じて学ぶ
- 遊んだり、休んだりする
- 芸術、文化、運動、自然に親(した)しむ
- 地域や社会の活動に参加する
- その人らしさが認められ大切にされる
- アドバイスや教えてもらったりしながら、
自分のことを自分で決められる
- 安心してすごせる居場所がある
- 地球環境ことを学び、豊かな自然や生
活の環境を守るための活動に参加する

守られる権利

- すべての権利の侵害(しんがい)から逃
げられる
- すべての搾取(さくしゅ=うばい取られ
ること)から守られる
- 自分の思っていること、考えていること
が大切にされる
- 子どもあつかいをされない
- 自分の情報(じょうほう)が守られる
- 誇(ほこり)を傷つけられない

参加する権利

- 自分の意見や考えを表す(言う、表現す
る)ことができ、その年令や発達に応じ
て意見が大切にされる
- 意見を表すために、必要な情報(じょう
ほう)をもらったり、手伝ってもらえたり
する
- 仲間をつくって、集まる

子どもは、自分の権利を大切にするとともに、ほかの人の権利も尊重にできるよう努めてください。また、お互いの権利を尊重し合えるように、おとなから教えてもらったり、手伝ってもらったりできます。

子どもの権利が守られなかったときは『ようごいいん擁護委員』に相談しよう！

北本市の条例(原案)では、子どもの権利が守られていない場合に、相談したり、アドバイスを受けたり、権利を守らない人に権利を守るよう伝えてもらうために『子どもの権利擁護委員(ようごいいん)』を設置することにしています。

擁護委員は子どもたちの味方になってくれる人です。どのような方法だったら相談がしやすいか、アンケートで教えてください。

